

## 母子生活支援施設による地域協働を再考する

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 東北学院大学地域総合研究所 公開日: 2025-03-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武藤, 敦士 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000481">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000481</a>

# 母子生活支援施設による地域協働を再考する

## Re-examining Community Collaboration by Maternal and Child Living Support Facilities

武藤 敦 士  
MUTO Atsushi

**要旨** 母子生活支援施設は児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つであり、母子を世帯のままとともに保護し、支援するところに特徴がある。施設の特性上、先行研究は入所中の母子に関するものがほとんどであり、支援対象を施設の外に求める地域支援や、施設の所在する地域の住民と協働する地域協働に関するものは乏しい。そのため、本研究では2013年に一度行われた地域支援、地域協働に関する先行研究を手がかりに、全国母子生活支援施設協議会などがその後発表した各種報告や将来構想（ビジョン）の内容を検証し、全国母子生活支援施設協議会が求める地域支援、地域協働のあり方に関する現在の到達点と残された課題を明らかにした。

**キーワード** 母子生活支援施設、地域支援、地域協働

### 1. はじめに

全国母子生活支援施設協議会（以下、全母協という）は2007年4月に、①基本理念、②パートナーシップ、③自立支援、④人権侵害防止、⑤運営・資質の向上、⑥アフターケア、⑦地域協働の7項目からなる「全国母子生活支援施設協議会倫理綱領」（以下、倫理綱領という）を制定した。倫理綱領は母子生活支援施設のあるべき姿を示していたが、その内容は理念的なものにとどまっていた。

倫理綱領制定以降、しばらくは母子生活支援施設がおこなう支援について、理論的、方法論的な議論は展開されなかった。しかし、2011年7月に児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

とりまとめ（2011）「社会的養護の課題と将来像」が発表されると、その後は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（2012）「母子生活支援施設運営指針」（以下、運営指針という）をはじめとして、全母協を中心に支援や運営のあり方に関する具体的な指針や将来構想（ビジョン）が相次いで報告されることとなった。

その間、母子生活支援施設による地域協働に関する研究は、運営指針が策定された段階で一度、武藤敦士（2013a, 2013b）によっておこなわれたものの、その後、母子生活支援施設の具体的なあり方を示した社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）策定特別委員会（2015）「私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）報告書」（以下、全母協ビジョ

ンという)が発表されるなど、母子生活支援施設と地域との関係性もより明確に示されていることから、改めてその検証が求められている。

そこで本研究では今日に至る指針や将来構想(ビジョン)の内容を検証したうえで、母子生活支援施設による地域協働のあり方と今後の課題について明らかにしていきたい。

## 2. 母子生活支援施設による地域支援、地域協働をめぐる考え方の変遷

### (1) 母子寮時代の地域支援

母子生活支援施設による地域を意識した支援は前身となる母子寮時代より、地域支援としてその必要性が指摘されてきた。全国母子寮協議会が母子寮に期待していた地域支援は、施設機能を活用したセンターとしての役割であった。

特別研究委員会報告(1979:37-38)は、「これからの社会福祉施設はコミュニティ・ケアの一環として認識していかなければならない」として、母子寮に「そのもっている機能を地域に開放し、例えば育児相談、児童相談、保育室の利用、集会室等の利用あるいは地域のカギツ子指導、また母子寮で行なう講習会等への参加呼びかけなどコミュニティ・センターとしての機能を果たすこと」を求めている。

これからの母子寮のあり方委員会(1989:88-91)は母子世帯の質的变化を背景に、母子寮は「地域の母子世帯に対する生活福祉センターとしての役割を果たすためにも必要である」と、その必要性を指摘している。「これからの母子寮は住民に理解され、地域に開かれた施設でなければならない」として、特別研究委員会報告(1979)と同

様にコミュニティ・センターとしての役割を求めたほか、「同時に地域の母子世帯や退寮母子に対する経済的、一時的支援も可能な生活福祉センターとしての機能ももたなければならない」とした。

1998年には全国母子寮協議会が、「母と子を生活の単位として、今まで培ってきた母子寮の機能を拡大することを全面に打ち出したもの」として、『21世紀に向けて家庭・家族福祉の拠点をめざす地域母子ホーム構想ローズプラン』(以下、ローズプランという)を発表した。その内容を確認すると、「母子寮に入所する・しないを問わず、こうした(さまざまな生活問題を抱えた)世帯の支援のために母子寮の機能を提供することが必要である」(カッコ内筆者)という考えにもとづき、地域を意識した母子福祉センターとして機能しようとするものであった。

ローズプランは、「母子福祉の充実、父子福祉支援、地域子育て支援を基軸としたものを『地域母子ホーム構想』とし、21世紀に向けて、この実現のために全力を上げて取り組むこととする」ものであった。地域母子ホームでは、「母子・父子に限らず、寡婦や非婚の母も対象」に、「施設内の援助だけでなく訪問や在宅支援なども視野に入れた総合的な取り組み」をおこなうものと考えており、ここでは施設外で実施する支援(アウトリーチ)も意識されていた。

### (2) 母子生活支援施設時代に入ってから倫理綱領制定までの地域支援

2003年にはローズプランを振り返ることを目的に、全国母子生活支援施設協議会・母子生活支援施設のあり方検討委員会(2003)『母子生活支援施設のあり方検討

委員会 報告書』(以下、あり方検討委員会報告書という)が発表された。あり方検討委員会報告書は、1997年の児童福祉法改正以降の母子生活支援施設を取り巻く情勢の変化を背景に、ローズプランの内容に照らし合わせて母子生活支援施設の現状を把握し、そのあり方を明らかにしようとした。

あり方検討委員会報告書は、ローズプランによる地域母子ホーム構想を、「その先見性、到達すべき課題は評価できる」としたものの、「地域の社会資源の状態を考慮して、(各施設の)サービスの内容に差があることは問題ではないが、最低基準の職員を配置しない、苦情解決制度を導入しない、といった支援に関する最低の水準をクリアしていない施設があり、そのことが恒常化していることは今後改善される必要がある」(カッコ内筆者)としている。各施設間における支援の水準について、全母協自身も課題を感じていたことがわかる。

地域支援については、アフターケアを「母子生活支援施設の基本機能」とする一方で、「退所者ではない、地域で生活する父子家庭も含めたひとり親家庭への支援」については付加機能と位置づけ、「施設単独でひとり親家庭の状況を把握して支援をしていくことは難しい」と考えている。また、その内容も施設への立ち寄りや相談、施設の設備・機能の利用と考えており、ローズプランにあったようなアウトリーチについては触れられていなかった。

### (3) 倫理綱領における地域協働

母子生活支援施設の持つ相談援助機能の地域への拡大は、「平成15年法律第121号児童福祉法の一部を改正する法律」(2003年7月16日公布)により、児童福祉法第48

条の2に、「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」と定められたことにより明確な法的根拠を得た。

全母協は2007年の倫理綱領制定当初、地域協働について、「母子生活支援施設は、関係機関や団体とネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭とともに歩み、住みよい地域社会づくりを進めることをめざします」と規定していた。「策定の経緯および各項目の内容と考え方について」をみると、「施設のみにとどまらず、行政や医療福祉団体、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関・団体と協働して母子・ひとり親家庭の支援を行うこと」と説明している。その内容は、「地域のひとり親支援にあたっては、母子生活支援施設の力量にとどまらず、ネットワークの力で課題解決を進める姿勢を明確に」するとともに、母子生活支援施設関係者が、「ネットワークの形成を通して、母子家庭・ひとり親家庭(单身女性も含め)が、地域社会から排除(暮らしにくさ/経済的・社会的にも)されず、誰もが住みよい地域社会づくりに向けた視点を持ちながら、日々の実践を展開すること」というものであり、地域支援にとどまらない地域協働の実現を目指すものであった。

その後、倫理綱領における地域協働は2017年の改定において「地域と協働」と改められ、「私たちは、関係機関や団体とネットワーク形成を図りながら、資源の開発や創生による子育て支援地域づくりを進め、

ひとり親家庭のニーズに合わせた展開をすることをめざします」として今日に至っている。

#### (4) 倫理綱領制定以降運営指針までの地域支援とその評価

2011年に発表された「社会的養護の課題と将来像」は、母子生活支援施設に求められる機能のひとつに、「アフターケア、地域支援」をあげており、その内容を、「退所した母子家庭や、地域で生活する母子家庭に対し、ショートステイや相談の実施など支援を行う」としていた。

「社会的養護の課題と将来像」を受けて策定された運営指針では地域支援について、「①地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行う」、「②地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う」という2項目にわけて考えている。施設の有するハード・ソフトの支援機能を活用した地域住民に対する支援を想定しているが、「基本的には地域住民が施設を訪れたり、施設に対して電話をすることで初めて支援関係が成立するという特徴」をもち、「地域支援の範囲は受身で限定的」であり、「施設が積極的に地域に働きかけて福祉ニーズを掘り起こし、母子を含む地域住民が安心して生活できる環境を、改善・整備していくような地域社会づくりの視点はみられない」というものであった（武藤2013b：10）。

武藤（2013b：10）は「社会的養護の課題と将来像」に対して運営指針における地域支援が、「地域支援の対象を、単身女性を含めた地域の子育て世帯に拡大したことは、『社会的養護の課題と将来像』に比べ

評価できる。しかし、運営指針における関係機関連携・地域支援の方針は、倫理綱領に定める地域づくりを含めた地域協働の考え方には至っていない」と評価している。倫理綱領では地域協働を視野に入れた地域支援が意識されたにも関わらず、その後の展開をみると地域との関係は地域支援にとどまっていることがわかる。

### 3. 最近の動向にみる地域支援実践の到達点

#### (1) 全母協ビジョンにみるローズプランへの回帰

かつてローズプランが地域の子育て世帯を対象に、その方法にアウトリーチを含めて支援のあり方を考えていたことは、社会福祉の理念や方法に照らし合わせて考えると評価できるものであった。これは、あり方検討委員会報告書の評価でも確認できる。一方で、その後の多くの報告書が地域支援を施設の有するソフト・ハードを活用して提供するものとして取り扱っており、基本的には施設内で実施するものにとらえている。これはおそらく、母子寮・母子生活支援施設が措置費によって運営される施設であることに由来すると考えられる。

入所世帯に紐づいて支弁される措置費には、地域で生活するひとり親世帯に対するアウトリーチに必要な経費や人件費は含まれていない。運営に必要な財源を措置費に依拠する施設であることから、財源やそれにもとづく人材が確保できないなかで積極的に地域に出向いて支援をおこなうというローズプランの提案は、当時としては支持や合意を得ることが難しかったのではないかと推察できる。

ところが、全母協ビジョンではローズプランで提唱されたアウトリーチに再び光を当てて母子生活支援施設における支援について考えているところに、従来の支援のあり方とは異なる新たな視角を確認できる。全母協ビジョンは、「客観的に見て援助が必要と判断される課題を抱え、社会的に不適応の状態にありながら、自発的に援助を求めようとしない対象者に対して援助機関・者側から積極的に働きかけ、その障害や課題を確認し、援助を活用するように動機づけ、問題解決を促進する技法、その視点」を狭義のアウトリーチと定義している。さらに、「①ニーズの掘り起こし、②情報提供、③サービス提供、④地域づくり等の過程における専門機関における積極的取り組み」を広義のアウトリーチと定義し、「広義のアウトリーチの中で、狭義のアウトリーチの対象者へアプローチして、必要に応じてインケアに繋げていけるシステム作りが重要」と考えている。

全母協会長（当時）の大塩孝江は全母協ビジョンの「はじめに」において、「母子生活支援施設が支援の専門性を高め、インケアの充実を図ることは最も必要不可欠な業務」であるとともに、「様々な課題を抱えて相談をする人もいない地域のひとり親家庭を支えるという社会の要請に応えること」を背景に、「インケアの充実、地域で暮らすひとり親家庭へのアウトリーチを拡充すること、アウトリーチの拠点として『ひとり親家庭支援センター』を設置し、地域で暮らすひとり親家庭に対するワンストップサービスをめざしていくこと」を提案したと説明している。

対象が地域で生活する「ひとり親家庭」に限定されてはいるものの、アウトリーチ

の拡充とその拠点としての「ひとり親家庭支援センター」の設置は、ローズプランにおける地域を意識した母子福祉センターとして機能していくという考え方を踏襲している。

## (2) 地域協働、地域支援、アフターケアの位置づけ

「社会的養護の課題と将来像」では、「アフターケアを含めた地域支援」と表現しているが、武藤（2013b：10-11）は倫理綱領と、「社会的養護の課題と将来像」から運営指針、さらに運営指針の解説並びに施設運営の手引きとなる厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（2014）「母子生活支援施設運営ハンドブック」（以下、手引きという）に至る一連の社会的養護や母子生活支援施設に関する報告から、「アフターケアと地域支援では、支援の対象を施設の外に求めるという共通性はあるものの、明確な違いがある」として、支援内容にもとづいた両者の関係と地域協働の位置づけを図1のとおり明らかにしている。

武藤はアフターケアを、「施設を退所した母子世帯だけを対象とした支援であり、基本的には個別支援」としたのに対し、地域支援は、「対象を地域で生活するひとり親世帯、もしくは子育て世帯全般と、広い範囲でとらえ」た「生活している地域を基礎とした地域ケアの一環」であると考えている。そのうえで、「地域協働とは地域支援とアフターケアを包含したうえで、地域住民や各種社会資源と連携し、入所母子も含めた地域住民が安心して安全な地域生活を営むこと目指した地域社会づくりにまで視野を広げた概念」と考えている。

一方で、母子生活支援施設のあり方に関

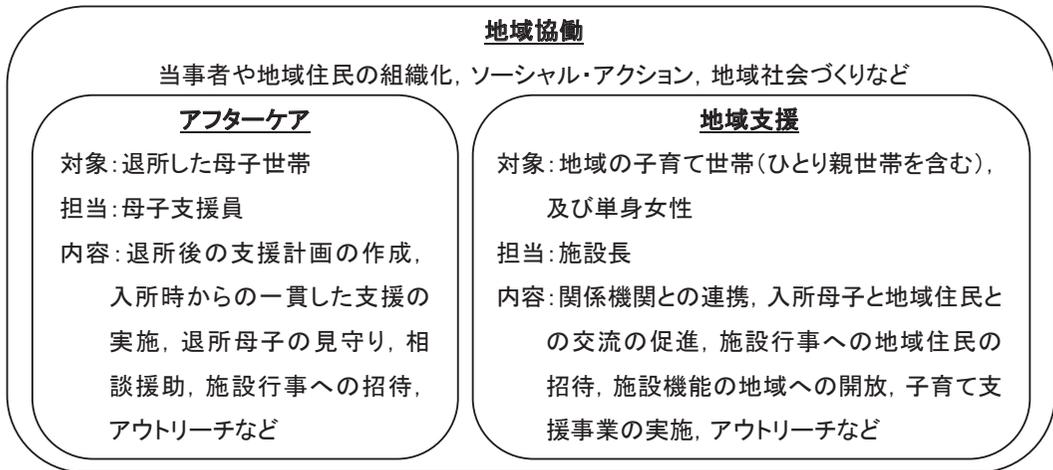


図1 支援内容でみたアフターケア, 地域支援, 地域協働の関係  
出典: 武藤敦士 (2013b: 10).

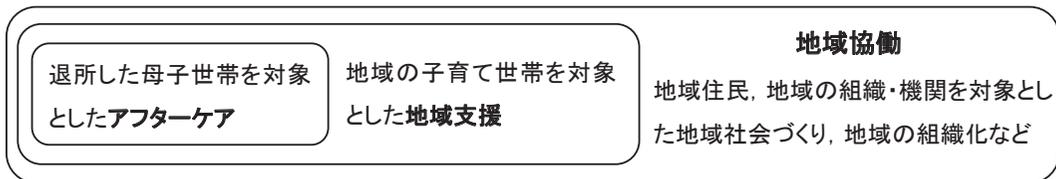


図2 支援対象でみたアフターケア, 地域支援, 地域協働の関係  
※筆者作成.

する指針や将来構想(ビジョン)では, アフターケアや地域支援, 地域協働を一貫して支援対象にもとづいて整理している。退所母子も地域で生活するひとり親世帯に含まれることから, アフターケアは地域支援に包含される。さらに, 地域支援は地域協働に包含されることとなり, 三者の関係は図2ようになる。そのうえで, 全母協ビジョンが定義するアウトリーチと照らし合わせると, 狭義のアウトリーチは地域支援に, 広義のアウトリーチは地域協働に位置づくと考えられる。

### (3) 全母協ビジョンにみるアウトリーチと母子生活支援施設

全母協ビジョンは母子生活支援施設が従来から有する入所機能だけでなく, 「母子生活支援施設には, ひとり親家庭が子育て支援事業等必要な時に希望する支援を選択することができるシステムの構築が求められている」としており, 「そのシステムの入り口としてひとり親家庭のニーズに積極的にアプローチ(アウトリーチ)することが求められており, 母子家庭のニーズを把握し, 支援のノウハウを蓄積している母子生活支援施設だからこそ, その役割を担う

ことが可能である」と述べている。全母協ビジョンではこのアウトリーチの入り口となるシステムを、「地域の子育て支援事業や相談事業等」の展開と考えており、これにより「地域で生活しているひとり親家庭のニーズを把握し、必要な支援へとつなげていくことが可能である」と考えている。

このシステムにより母子生活支援施設は、入所支援と地域支援の「切れ目のない支援」を実現できるとするが、「地域を基盤として切れ目のない支援を実現するためには母子生活支援施設は大きな役割を果たす必要がある」とする一方で、「そのすべてを母子生活支援施設が担うのではなく、他の社会資源とネットワークを構築し、その要を母子生活支援施設が担うという事が肝要である」と考えていることから、全母協ビジョンが示すこのシステムは施設単体での支援だけでなく、施設が子育て世帯を支えるさまざまな社会資源と地域で暮らすひとり親世帯とのインターフェース(interface)としての役割・機能を果たすものであると考えていることがわかる。

実際に全母協ビジョンの「現時点における母子生活支援施設のアウトリーチの具体事例<sup>1)</sup>」をみると、就業・自立支援センターやDV相談支援センターといったセンター機能を充実しており、施設機能を地域に拡大、開放している。しかし、地域に出向いて積極的にニーズを掘り起こしたり、当事者の組織化を目指すようなものではないことから、現時点におけるアウトリーチ実践の到達点が地域協働ではなく地域支援にとどまっていることがわかる。

#### (4)『母子生活支援施設機能を活用した地域のひとり親家庭支援』における地域支援

母子生活支援施設がインケアを包含した総合的包括的支援の拠点として、地域のなかで切れ目のない支援を提供するために、全母協ビジョンを補完するかたちで報告された私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)実現委員会(2023)『母子生活支援施設機能を活用した地域のひとり親家庭支援』では、「地域のひとり親家庭への支援の拠点としての役割を充実させる必要がある」、母子生活支援施設は地域の社会資源として、社会に認知されることや重要性を高め、将来的にはひとり親等支援の地域での中心的存在となって、共働体制の要になることが必要」と述べている。

福祉事務所や児童相談所、市区町村の関係機関と連携し、その要となるだけでなく、「地域における子ども子育て支援のネットワークや要保護児童対策地域協議会等に積極的に参画し、入所している母子や地域でニーズを抱えて生活しているひとり親家庭等に対し、地域の力で支えていくという意識をもって支援することが重要」とあると、地域におけるセンター機能を発揮した地域支援を明確にしている。

「母子生活支援施設がめざす地域支援」では、「今後の方向性として母子生活支援施設がどのような地域支援を展開するのか、新たなビジョンを構築していく必要がある」として、「①家庭養育支援(保育園や児童館等と同じ土俵での支援の展開)の充実をめざす方向性、②社会的養護施設として(乳児院や児童養護施設等と近い土俵での支援の展開)社会的養護の必要な家庭に対する支援の充実をめざす方向性、①～

②の中間的機能を持った施設として、①②に係る総合的包括的支援の拠点をめざす方向性等」が考えられるとしている。

これらの実現には、「各施設が都道府県・市区町村と意見交換を行いながら、それぞれの地域で母子生活支援施設の有する機能をどのように生かしていくのかを協議していくことが大切」であり、同時に「今後、全母協が厚生労働省（こども家庭庁）と意見交換を行いながら方向性を示すこと」も求められている。こども家庭庁は2023年4月に発足したばかりであり、今後の取り組みが期待されることである。

#### **(5) 地域支援実践と支援のあり方に関する到達点**

全母協は母子寮時代より、繰り返し施設が地域における子育て世帯支援のセンター機能を担うことを求めてきた。2022年の児童福祉法改正では「市町村による包括的な支援のための体制の強化等に関する事項」の一環として、第10条の2に「市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない」という条文が盛り込まれ、2024年4月より施行された<sup>2)</sup>。母子生活支援施設が行政の委託を受けてこれを運営していくことも、十分に想定される。

母子生活支援施設のあり方をめぐる指針や将来構想（ビジョン）が目指す地域における支援をみると、実践面では現在のところ地域支援の範疇にとどまっており、地域協働への発展はみられない。これは、全母協ビジョンにおける具体事例を狭義のアウトリーチと広義のアウトリーチの内容と照らし合わせることによって確認できる。しかし、全母協自体に地域協働の視点がないわけではないことは、広義のアウトリーチ

の内容をみると明らかである。

それを裏づけるように、『母子生活支援施設機能を活用した地域のひとり親家庭支援』では、地域で生活するひとり親家庭とつながる仕組みの工夫やつながり続けるための工夫が必要であるとともに、「実際の支援においては、最初に始めたひとつの支援から必要なニーズを発見し、ニーズに応じて支援メニューを発展させていくことが大切であり、ニーズに対して緩やかで柔軟な支援をアウトリーチにより展開していくことで支援が広がり、定着していく」と考えている。そして、このような取り組みが、「コミュニティソーシャルワークとしてのアプローチにつながるもの」と考えている。

前身である母子寮時代から母子生活支援施設として今日に至るまでの指針や将来構想（ビジョン）をふり返ってみても、ここまで明確にコミュニティソーシャルワークに着目したものは初めてである。母子生活支援施設が目指す地域協働の実現に向けて、着実に前進していることが確認できる。

## **4. 地域協働の実現に向けた課題**

### **(1) 地域支援とコミュニティソーシャルワーク**

母子生活支援施設が地域支援の実現のために、コミュニティソーシャルワークに着目したことは評価できる。しかし、これまで母子生活支援施設によるコミュニティソーシャルワークに関する研究や実践の報告はないことから、今後の蓄積が期待されることである。ここではその嚆矢となる概念整理をしておきたい。

倫理綱領が目指す地域協働の実現には、今日まで繰り返し議論され、そのあり方が

示されてきた地域支援の実現がまずもって必要となる。特に、近年母子生活支援施設が目指す地域支援のために着目されたコミュニティソーシャルワークとはどのようなものか、明らかにしておく必要がある。

菱沼幹男（2024：87-88）はコミュニティソーシャルワークを、「誰もが社会とのつながりの中で幸せに暮らすことができるように、支援を必要とする人びとに対する個別支援と、その人びとが排除されることのない地域づくりに向けた地域支援を結びつけて行うソーシャルワーク実践」と定義しており、「個別支援と地域支援を統合的に行うソーシャルワーク」と考えている。母子生活支援施設としては、「支援を必要とする人びとに対する個別支援」についてはアウトリーチに着目し、地域におけるセンターとして機能することを明確に打ち出している。一方で、「その人びとが排除されることのない地域づくりに向けた地域支援」のあり方については今後の検討課題である。

母子生活支援施設において地域づくりは倫理綱領における地域協働の範疇であることから、菱沼の定義するところのコミュニティソーシャルワークは母子生活支援施設の場合、“地域で支援を必要とする子育て世帯に対する個別支援と、それら当事者世帯を包摂できる地域づくりを視野に入れた地域支援のためのソーシャルワーク”であり、その実現の先に倫理綱領における地域協働があると考えられる。

## （2）母子生活支援施設におけるコミュニティソーシャルワークの課題

菱沼（2024：93-94）はコミュニティソーシャルワークの展開には、「①社会とのつ

ながりを意識した個別支援、②個々の生きづらさを意識した地域支援、③個別支援と地域支援を結びつけるシステム」が必要であると指摘する。これは、「個人だけでなく家族全体も含めて、生きづらさを抱えている人に対して直接的に行う」個別支援と、「一定の地域で暮らしている人びとが、その地域で生じている個々の生活問題に目を向けて、その問題解決を各個人に委ねず、互いに協力して解決していけるように支援」する地域支援を、「個別支援者と地域支援者が協力して行う」仕組みづくりの必要性を指摘したものである。母子生活支援施設では、②の地域支援や③の個別支援と地域支援の統合に関する研究と実践の蓄積が少ないことから、今後の取り組みが求められる。

### 1) 地域支援の課題としての地域アセスメント

②の地域支援については、指針や将来構想（ビジョン）においても検討が積み重ねられ、そのあり方が示されている。ただしそれは、施設の持つ既存の機能や専門性を地域で生活するひとり親世帯、または子育て世帯に対して活用しようとするものである。菱沼（2024：155-172）はコミュニティソーシャルワークとしての地域支援の基盤を地域アセスメントと考えているが、母子生活支援施設に関する指針や将来構想（ビジョン）にはこの点の言及がない。菱沼は「コミュニティソーシャルワークにおける地域アセスメントは、地域支援と個別支援の双方に必要なもの」と考えており、①地域内の人びとの生活状況、②地域内の人びとの生活ニーズ、③地域内の人びとの生活を支える社会資源、④地域内の人びとの意

識、以上4項目を基本的な内容としている。この点を母子生活支援施設がおこなう地域支援にどのように盛り込んでいくか、検討が必要である。

地域アセスメントは、母子生活支援施設がおこなうソーシャル・アクションとも整合性をもつ。

武藤（2013b：14）は、「他の機関・施設が本来行うべき事業・サービスについて、補完的・代替的に母子生活支援施設が行うことを、地域のニーズとして求められており、その実施についてどこよりも迅速に対応できるのであれば、それは当然実施すべき」であるが、「あくまでもニーズに応じた補完的・代替的な対応であると捉え、それを本来担うべき組織・機関の事業に位置づけられるように、地域住民と協働して行政に働きかけていくソーシャル・アクション機能を継続して発揮していかなければならない。これこそが、母子生活支援施設に求められる地域社会づくりの視点・方法である」と指摘している。

全母協ビジョンも同様に、すでに実施されている母子生活支援施設が地域に展開している子育て支援事業等を取り上げ、「それらの中には制度の有無、資金の有無に関わらず、地域のニーズに応じて施設独自で事業を展開させているものも多くある。また地域のニーズに応じて支援を展開してきた事業が制度へと結びついていったものもある。これこそがアウトリーチの原点であり、アウトリーチは制度につながるきっかけとなるのである」と、ソーシャル・アクションの視点を明らかにしている。

菱沼（2024：156）は地域アセスメントによる社会資源リストの作成が、「解決したい個別ニーズが明確であれば、既存の社

会資源では対応困難な場合に新たな社会資源開発の必要性を訴える根拠としてのリスト」になると指摘する。地域アセスメントがソーシャル・アクションの根拠として、有効に機能することを明らかにしている。

## 2) コミュニティソーシャルワークの実践主体としての自覚

③の個別支援と地域支援の統合について菱沼（2024：215-229）は、個別支援と地域支援を結びつけるシステムとして、市区町村が作成する地域福祉計画と、市区町村社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画に着目している。これらの作成主体は行政と社会福祉協議会であるが、その策定と推進の過程において、地域のさまざまな社会資源が参画している。母子生活支援施設としても積極的に参加し、協働していく視点をもつことが求められる。

社会福祉法（第109条）では市町村社会福祉協議会を「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」としており、母子生活支援施設はそこに参加する「その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」のひとつであることから、市町村社会福祉協議会をコミュニティソーシャルワークの実践主体と誤認しがちである。母子生活支援施設もコミュニティソーシャルワークの実践主体となり得ることを自覚し、そのあり方を学び、実践していかなければならない。

この点については、母子生活支援施設職員の研修テーマにコミュニティソーシャルワークを組み込むことから始めたい。母子生活支援施設職員の研修については、母子生活支援施設職員の生涯研修体系検討委員

会報告書(2019)『母子生活支援施設の研修体系～ひとり親家庭を支える人材の育成指針～』(以下、研修体系報告書という)がそのあり方を示している。各職員が「レベルに応じた役割を実行するために必要な資質、知識、技術等を身につけなくてはなりません」として、人材育成の領域を、①専門性の向上、②資質と倫理、③権利擁護、④専門的知識、⑤母親と子どもへの支援ケア、⑥施設内チームアプローチ、⑦機関連携、⑧地域の母子支援(アウトリーチ)の8つに分けて考えている。コミュニティソーシャルワークについては、母子生活支援施設がおこなう地域支援、地域協働の一環として、⑦機関連携および、⑧地域の母子支援(アウトリーチ)に組み込むことが可能である。

### (3) 地域支援、地域協働を実現するための人材育成

地域支援、地域協働を担う人材の育成に関して、今後の課題として以下の二点を指摘しておきたい。

一点目が、地域福祉やコミュニティソーシャルワークに関する研修制度の充実である。これはここまでのところ十分な現場実践がおこなわれているとは言い難い。研修体系報告書では研修の形態を、OJT(On the Job Training)、Off-JT(Off the Job Training)、SDS(Self Development System)の三つにわけて考えている。地域福祉やコミュニティソーシャルワークに関しては現場に十分な実践経験が蓄積されているとは言い難い状況であるので、OJTの実現は難しい。そのため、Off-JTやSDSでの学びが必要になろう。

社会福祉士の養成校における地域福祉に

関する科目や現場実習の時間(日数)からみても、その理解には相当長期にわたって体系的に学ぶ必要があることがわかる。これを既存の各地域ブロック等で開催される研修だけでまかなうことは、会場や講師の確保、各施設から集まる参加職員の勤務調整の点からも、容易ではないことは明らかである。そこで、この点については特定の曜日・時間に開講される養成校の既存科目に職員が科目等履修生、もしくは聴講生として参加して学ぶことが、勤務シフトの調整の観点からも実現可能性は高いと考えられる。

二点目は、現場実習に代わる実践研修の実現である。この点は、市町村社会福祉協議会と母子生活支援施設との人事交流によって知識や技術の習得が可能となる。母子生活支援施設としては、研修体系報告書におけるOff-JT「他施設への見学・研修・実習」、SDS「職務の免除」などが該当すると考えられるが、地域福祉活動計画の策定や推進に関する部署に職員として参加することで、実践を通じたOJTとして学ぶことができる。

母子生活支援施設には一法人一施設で運営しているところも多く、法人内での調整が比較的容易であることから、実現可能性は高いと考えられる。残された課題は、市町村社会福祉協議会の理解を得ることであり、契約に至ることである。市町村社会福祉協議会にとって母子生活支援施設と人事交流することにどのようなメリットがあるのかを、母子生活支援施設側が打ち出すことができれば、不可能なことではないと考える。それは、指針や将来構想(ビジョン)で全母協自身が練り上げてきた地域への理解に関する考え方とも通底する。規模や形

態は違うが、法人間の人事という点です  
で、全国社会福祉協議会児童福祉部部  
員（全国母子生活支援施設協議会担当）と  
して母子生活支援施設職員が出向してい  
る事例もある。（全母協情報2024-No.1）

## 5. おわりに

本研究では今日に至る指針や将来構想  
（ビジョン）の内容を検証し、母子生活支  
援施設における地域支援、地域協働の概念  
整理と、母子生活支援施設による地域支  
援、地域協働のあり方に関する今日的到達  
点を明らかにすることができた。また、残  
された課題として、地域支援、地域協働を  
担う職員育成のあり方を示すことができた。

母子生活支援施設は今日、施設数の減少  
と定員充足率の低迷という存続の危機に面  
しており、そのあり方が問われている。特  
に、地域との関係のなかで施設のもつ専門  
性を発揮し、地域の子育て支援のセンター  
として機能することが期待されている。そ  
のような背景から、筆者が参加した「第63  
回関東ブロック母子生活支援施設研究協議  
会（静岡大会）」（2024年7月開催）でも、「施  
設の高機能化・多機能化」、「地域支援」、  
「児童家庭支援センター」というキーワー  
ドが頻出していた。

今後母子生活支援施設は、インケアの充  
実とそれを実現するための専門性向上とと  
もに、地域に対して何ができるのか、地域  
の中でどのような専門性を発揮していくの  
かを、実践と研究の両面から考えていかな  
ければならない。本研究でもふれたよう  
に、この分野における先行研究と実践報告  
の蓄積は、インケアに比して圧倒的に少  
ない。筆者としても実践現場との交流を密に

しながら、継続してこの問題に取り組んで  
いきたいと考えている。

※本研究はJSPS 科研費 JP22K13574の助成を  
受けたものである。

## 注

- 1 全母協ビジョンにおけるアウトリーチの  
具体事例として、「既に実施されている支援  
サービス例」では、就業・自立支援セン  
ター、DV相談支援センター、民間シェル  
ター、トワイライトステイ、ショートステ  
イ、学童保育、幼児保育、特定保育・一時  
預かり、病児・病後児保育、チャームの  
会、自立支援料理教室、無料職業紹介所（厚  
生労働省認可）、就労支援講演会、弁護士相  
談、困りごと相談、心の相談会、一時保護  
業務、食育サポート事業、彩の国セーフ  
ティーネット事業、母子寡婦福祉会事務局  
が提示されている。
- 2 厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部長（2022）「『児  
童福祉法等の一部を改正する法律』の公布  
について（通知）」（令和4年6月15日、子  
発0615第1号、障発0615第1号）。

## 【参考文献】

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知  
（2012）「母子生活支援施設運営指針」。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課  
（2014）「母子生活支援施設運営ハンドブ  
ック」。
- 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する  
検討委員会・社会保障審議会児童部会社会  
的養護専門委員会とりまとめ（2011）「社会  
的養護の課題と将来像」。
- これからの母子寮のあり方委員会（1989）「こ

- れからの母子寮の基本的方向」社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子寮協議会（1995）『平成7年度全国母子寮協議会基本文献資料集』, 83-100.
- 全国母子生活支援施設協議会・母子生活支援施設のあり方検討委員会（2003）『母子生活支援施設のあり方検討委員会 報告書』.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）策定特別委員会（2015）「私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）報告書」.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）実現委員会（2023）『母子生活支援施設機能を活用した地域のひとり親家庭支援』.
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2024）「全母協情報 2024- No.1」 (<https://www.zenbokyuu.jp/documents/>, 2024年7月13日).
- 全国母子生活支援施設協議会（1998）『21世紀に向けて家庭・家族福祉の拠点をめざす 地域母子ホーム構想ローズプラン』.
- 特別研究委員会報告（1979）「あるべき母子寮の姿」社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子寮協議会（1995）『平成7年度全国母子寮協議会基本文献資料集』, 15-59.
- 菱沼幹男（2024）『コミュニティソーシャルワーク』有斐閣.
- 母子生活支援施設職員の生涯研修体系検討委員会報告書（2019）『母子生活支援施設の研修体系～ひとり親家庭を支える人材の育成指針～』.
- 武藤敦士（2013a）「母子生活支援施設における『アフターケア』に関する一考察—「母子生活支援施設運営指針」を中心として—」
- 『中部社会福祉学研究』（4）, 75-84.
- 武藤敦士（2013b）「母子生活支援施設における地域協働の意義と課題～『全国母子生活支援施設協議会倫理綱領』に定める地域協働の実現にむけて～」『社会福祉士』（20）, 8-16.